

「投信自動積立」取扱規定

第1条(規定の趣旨)

この規定は、毎月お客さま(以下、「申込者」といいます。)が指定する日(以下、「振替日」といいます。)に、申込者があらかじめ指定した金額(以下、「振替額」といいます。)を、申込者が指定する引落口座(以下、「振替口座」といいます。)から引落し、申込者が指定する銘柄(以下、「指定銘柄」といいます。)の投資信託を自動的に取得する取引に関する取り決めです。この取引を定期・定額購入取引(名称「投信自動積立」以下、「本サービス」といいます。)といいます。

第2条(申込方法)

次の各号のいずれかに該当した場合、申込者は本サービスを利用できます。

- (1) 申込者が当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印鑑により記名押印し当行に提出した後で、当行が承諾した場合
- (2) 申込者が当行所定の電子機器にて申込を行い、当行が承諾した場合

第3条(振替額の引落)

- (1) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託取引における指定預金口座と同一の口座とします。
- (2) 振替額を振替口座から引落す場合には、当座勘定規定または普通預金規定の定めにかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で引落すものとします。
- (3) 振替日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日を振替日とします。
- (4) 1銘柄当たりの振替額は1,000円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄が存在する場合は、その振替額の合計を引落すものとします。ただし、申込者が当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」(以下、「非課税累積投資に関する約款」といいます。)に基づき、非課税累積投資(以下、「つみたてNISA」といいます。)での買付をする場合には、当該指定銘柄の取得価額(買付価額から、所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は買付価額と同額とします。以下、本項において同じ。)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付を申込み場合は、申込み全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような買付価額の指定はできません。
- (5) 年2回まで、申込者が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付を申込みことができます。ただし、申込者が当行の「非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの買付をする場合には、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての(4)の取得価額と本項の増額金額(所定の手数料や消費税等を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該増額金額とします。)との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。
- (6) 振替日において、振替口座の預金残高(総合口座等の貸越可能額を除きます。)が振替額に満たないときは、引落は行いません。
- (7) 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落が成立しなかった場合は、当行から申込者への通知は特にいたしません。
- (8) 本サービスの振替口座から振替日に数件の引落(本サービス以外による引落も含みます。)をする場合に、その総額が振替口座から引落すことのできる金額(総合口座等の貸越可能額を除きます。)を超えるとき、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

第4条(買付方法、時期および価額)

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当行の選定する銘柄(以下、「選定銘柄」といいます。)とします。なお、当行の「非課税累積投資に関する約款」に基づき、申込者がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税累積投資に関する約款」のほか本取扱規定にも従います。ただし、「非課税累積投資に関する約款」に基づき、申込者がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。
- (2) 申込者は、選定銘柄の中から、1以上の銘柄を指定し、買付の申込を行うものとします。
- (3) 当行は、振替口座から振替額が引落された場合にかぎり、当該金額を当行が預りし、累積投資約款の定めに従い、買付を行います。
- (4) 当行は、振替口座から引落を行った日の翌営業日に、申込者より買付の申込があったものとして取り扱います。ただし、振替口座から引落を行った日の翌営業日が当該指定銘柄の買付を行えない日に当たる

場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付が可能になる最初の営業日に申込者より買付の申込があったものとして取り扱います。

- (5) 当行は、累積投資約款の定めに従い、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。
- (6) 本サービスにおいては、償還乗換え優遇の取扱いは行わないものとします。

第5条(選定銘柄の除外)

次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) 選定銘柄の買付口座数が当行所定の口座数以下となった場合
- (3) その他当行が必要と認める場合

第6条(申込内容の変更等)

申込者は、振替日の2営業日前までに当行所定の手続きによって当行に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。

第7条(本サービスの停止)

次の各号のいずれかに該当した場合、当行は本サービスを一時的に停止することがあります。

- (1) 指定銘柄の投資信託委託業者が、指定銘柄の投資信託約款に基づき、その設定を停止した場合
- (2) 指定銘柄の投資信託委託業者の免許取消および営業譲渡等ならびに受託会社の辞任等により、指定銘柄の設定が停止されている場合
- (3) 災害、事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が本サービスを行うことができない場合
- (4) その他当行がやむをえない事情により本サービスを停止せざるをえないと判断した場合

第8条(解約)

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 申込者が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) 申込者について相続の開始があった場合
- (3) 申込者に支払停止、破産または民事再生手続開始の申立があるなど本サービスを継続することについて困難であると当行が判断した場合
- (4) 申込者が住所変更の届け出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (5) 本サービスの振替口座または投資信託受益権振替決済口座が解約された場合
- (6) 指定銘柄の累積投資契約が解約された場合
- (7) 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- (8) 当行が本サービスの解約を申し出た場合

第9条(免責事項)

当行は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当行が本サービスにかかる所定の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合
- (2) 当行が本サービスにかかる所定の電子機器に入力された情報を、当行が保有している情報と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合
- (3) 災害、事変その他の不可抗力、指定銘柄の投資信託委託業者等の責に帰すべき事故等、当行の責に帰すことのできない事由が生じた場合

第10条(その他)

- (1) 当行は、この契約にもとづいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。
- (3) 本規定に別段の定めのないときは「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「累積投資約款」および「非課税累積投資に関する約款」等の各規定に従うものとします。また、申込者が当行の「非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有されている場合において、「非課税累積投資に関する約款」と本規定の内容が抵触する場合には、「非課税累積投資に関する約款」の規定に従うものとします。

以上